

○財務局特殊物品管理事務の処理要領について

昭和 35 年 12 月 24 日  
蔵管第 2846 号

改正 昭和 38年 12月 17日 蔵管第 2970 号  
同 43年 4月 1日 蔵国有第 457 号  
平成 元年 4月 1日 蔵理第 1668 号  
同 5年 12月 28日 同 第 5037 号  
同 13年 3月 30日 財理第 1334 号  
令和 元年 6月 28日 同 第 2319 号  
同 2年 12月 18日 同 第 4097 号  
同 3年 6月 11日 同 第 1932 号

大蔵省管財局長から各財務局長宛

標記のことについて、今般別紙処理要領のとおり定められたから、了知のうえ、遺憾のないよう処理されたい。  
以上、命により通知する。

別紙

財務局特殊物品管理事務処理要領

財務局特殊物品（以下「特殊物品」という。）管理事務の処理については、財務省所管物品管理事務取扱細則（昭和 41 年大蔵省訓令第 2 号）に定めるもののほか、下記により処理することとされたい。

この通達において、「法」、「令」又は「細則」とは、「物品管理法」（昭和 31 年法律第 113 号）、「物品管理法施行令」（昭和 31 年政令第 339 号）又は「財務省所管物品管理事務取扱細則」（昭和 41 年 3 月 24 日大蔵省訓令第 2 号）をいう。

記

（承認申請書及び報告書の提出先）

1 物品管理官（分任物品管理官を含む。以下同じ。）は、特殊物品の管理行為について、財務大臣の承認を受け又は報告をしようとするときは、理財局長を経由して行うものとする。

（売払い）

2 契約担当職員（財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）が当該契約等担当職員である場合を除く。6 を除き、以下同じ。）は、法第 28 条第 3 項の規定により、特殊物品の売払いに必要な措置をする場合には、財務局長の承認を受けるものとする。

ただし、財務局長があらかじめ定める基準に基づいて売り払う場合は、この限りでない。

3 契約等担当職員は、2 ただし書の規定に基づいて売払いをしたものについては、毎年度四半期ごとに取りまとめて当該四半期経過後 1 月以内に、別紙様式第 1 号による特殊物品売払実績報告書により財務局長に対しその売払実績を報告するものとする。

4 2 ただし書に規定する基準の範囲は、6（1）及び（3）に該当する場合を除き、別表「特殊物品売払事務専決範囲」に定めるところによるものとする。

- 5 財務局長は、2 ただし書に規定する基準を定めたときは、速やかに、財務大臣に報告するものとする。
- 6 財務局長は、2 の承認を与える場合及び契約等担当職員として自ら売払いに必要な措置をする場合において、売払いの内容が次の各号の一に該当するときは、別紙第 2 号様式による特殊物品売払承認申請書により、財務大臣の承認を受けるものとする。

(1) 指名競争に付し、又は随意契約によろうとするとき。

ただし、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 102 条の規定による財務大臣との議が既に調っている場合及び同条ただし書に規定する場合を除く。

(2) 競争契約によろうとするときは、予定価額 5 千万円、随意契約によろうとするときは、予定価額 3 千万円を超えるものであるとき。

(3) 売払いの事案が異例に属するもの又は重要なものであるとき。

(貸付け)

- 7 物品管理官は、その管理する特殊物品を貸し付ける必要があると認めるときは、別紙様式第 3 号による特殊物品貸付承認申請書により、財務大臣の承認を受けるものとする。

ただし、財務大臣の承認を得て貸付契約をしたものについて、貸付期間を更新しようとする場合は、この限りでない。

- 8 7 ただし書の規定により、貸付期間を更新したときは、速やかに、その内容を財務大臣に報告するものとする。

(検査)

- 9 財務局長は、令第 47 条第 2 項第 6 号に規定する官署における分任物品管理官に、その保管にかかる特殊物品について毎年度 9 月 30 日及び 3 月 31 日に検査を実施させるとともに、細則第 51 条の規定に準じて検査書（細則別紙第 22 号様式）を提出させ、3 月 31 日に実施の検査書はこれを理財局長に報告するものとする。

- 10 前項に規定する官署における分任物品管理官は、細則第 30 条の規定に準じて物品在庫票（細則別紙第 13 号様式）を掲示するものとする。

(現物照合)

- 11 物品出納官（物品出納官のおかれていない官署にあつては分任物品出納官、9 に規定する官署にあつては分任物品管理官とする。以下同じ。）は、毎年度 9 月 30 日及び 3 月 31 日における特殊物品の現在高について、現物照合を行うものとする。

- 12 11 の現物照合は、物品出納簿あるいは物品管理簿（以下「帳簿」という。）に記載されているもののみにとどめることなく、当該帳簿に記載もれのものがあるかどうかについても十分調査をして行わなければならない。

- 13 11 に規定する現物照合には、財務局長が命ずる職員が立会うものとする。

- 14 物品出納官は、特殊物品の現物照合を行ったときは、その保管場所に別紙様式第 4 号による特殊物品照合済票を掲示しておくものとする。

- 15 物品出納官及び 13 に規定する現物照合の立会員は、特殊物品の現物照合を行なったときは、連名をもって別紙様式第 5 号による特殊物品現物照合済報告書により、財務局長に対し現物照合の実施の結果を報告するものとする。

(書面の作成・報告等の方法)

- 16 本通達に基づき、作成を行う書面等（書面その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）については、電子ファイルにより作成を行うことができる。

本通達に基づく報告等の手続のうち、書面等により行うこととしているものについては、電子メール等の方法により行うことができる。

電子メール等の方法により報告等を行うときは、電子ファイルをもって行うものとする。

別表

特殊物品売払事務専決範囲

区分		財務事務所長及び旧軍港市所在出張所長である契約等担当職員		その他の出張所長である契約等担当職員		摘要
売払	一般競争契約	予定価格	1,000万円以下	予定価格	500万円以下	
	指名競争契約	予定価格	500万円以下	予定価格	300万円以下	
	随意契約	予定価格	200万円以下	予定価格	100万円以下	

注 専決範囲は、最大限を示すものであるから、各財務局長は、この範囲内で実情に応じて定めるものとする。

様式第1号

財務局特殊物品売払実績報告書

〇〇財務事務所（〇〇出張所）

（令和 年度第 四半期分）

細分類	種類	品目	単位 呼称	数量	売払予定 価格	売払価格	契約 方式	根拠 法令	売払 年月日	相手方住所氏名 (名称)	摘要
					円	円					

（備考）財務局長は、必要に応じて報告項目を増加することができる。

様式第2号

第 号

財務大臣殿

年 月 日

官職氏名

特殊物品売払承認申請書

下記のとおり売払いをしたいので申請する。

1 売払物品の内容

分類	細分類	種類	品目	細目	規格	単位	数量	単価	価格	備考

2 売払予定価額

3 随意契約により売払いをする場合は、その相手方及びその利用計画又は事業計画（資金計画を含む。）、指名競争により売払いをする場合は、指名した相手方及び指名した理由

4 指名競争に付し又は随意契約によろうとするものについては、その事由及び適用法令の条項

5 売払いに附帯して条件を定める場合には、その条件

6 その他参考となる事項

7 添付書類

イ 売払契約書案

ロ 評価調書

ハ 売払申請書写

ニ その他関係書類

様式第3号

第 号

財務大臣殿

年 月 日

物品管理官職氏名

特殊物品貸付承認申請書

下記のとおり貸付をしたいので申請する。

記

1 貸付物品の内容

分類	細分類	種類	品目	細目	規格	単位	数量	単価	価格	備考

2 貸付けようとする物品の評価額及び貸付料

3 貸付けの目的又は貸付けようとする理由

4 貸付期間その他の条項

5 貸付けの相手方及び利用計画図又は事業計画

6 無償貸付け又は減額貸付けをする必要があるとき及び指名競争又は随意契約によろうとするときは、その事由及び適用法令の条項

7 貸付けに附帯して条件を定める場合には、その条件

8 その他参考となる事項

9 添付書類

イ 貸付契約書案

ロ 貸付料評価調書

ハ 貸付申請書写

ニ その他関係書類

様式第4号

特殊物品照合済証			
(官署名、倉庫名、所在地)			
照合年月日	物品出納官	立会員	備考
年月日	官職氏名	官職氏名	
〃	〃	〃	
〃	〃	〃	
〃	〃	〃	
〃	〃	〃	

様式第5号

第 号

物品管理官 殿

年 月 日

物品出納官官職氏名

立 会 員 〃

特 殊 物 品 現 物 照 合 済 報 告 書

令和 年 月 日特殊物品の現物照合を実施した結果を下記のとおり報告します。

記

細分類	種類	品目	細目	単位呼称	帳簿数量	確認数量	差引過不足(△)	備考

(備考) 数量に過不足を生じたものについては、その理由、原因及び善後処理の内容を摘要欄は別紙に記載して添付すること。



様式第 6 号

財務局特殊物品増減現在高報告書  
(令和 年度分)

細分類 \_\_\_\_\_

種類 \_\_\_\_\_

区分 \_\_\_\_\_

〇〇財務局

品目	単位 呼称	前期末現在高				異動数量				現在高				摘要			
		保管	貸付	計		整理 区分	増		減		保管		貸付		計		
				数量	価格		数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量		価格	数量	価格

(備考)

- この調書は、財務局全管分について作成し、財務局（統括）、財務事務所及び出張所の分（該当のない局所の分は不要）を各別に内訳として添付すること。
- この調書は、物品分類表に基づく細分類及び種類ごと並びに次の取得原因別による区分ごとに別業とすること。
  - 「交換A」国有財産特別措置法（昭和 27 年法律第 219 号）第 9 条の規定により交換取得した物品
  - 「交換B」昭和 34 年 8 月の水害又は同年 8 月及び 9 月の風水害を受けた中小企業者に対する国有の機械等の売払い等に関する特別措置法（昭和 34 年法律第 191 号）第 1 項の規定により交換取得した物品
  - 「普通財産編入」普通財産の管理及び処分に関連して発生した資材その他の物品
  - 「公団引継」旧公団から引き継いだ物品
  - 「特殊物件」国土交通省から引継いだ物品
  - 「その他」上記以外の原因により取得した物品（この区分の物品については、その取得原因をできるだけ明示するよう努めること。）
- 前期末現在高に「保管」及び「貸付」の欄には、価額の記載は要しない。
- 価額の欄には、物品管理簿又は補助簿等の帳簿に価額の記載があるものは、当該帳簿価額を記入し、当該帳簿価額がないものは、見積価額を記入すること。
- 整理区分の欄には、細則別表第 9（物品管理官に係る管理区分）にかかげる整理区分を記入すること。
- 増減の欄には、整理区分ごとの当該数量を記入すること。
- 管理換のあった物品、貸付中の物品及び寄託中の物品については、それぞれ、その相手方別に数量及び価格の明細を別記すること。
- 前期末現在高の欄には、前年度末日における現在高を記入すること。
- 令第 43 条第 1 項に掲げる重要な物品については、当該各欄に括弧内書とすること。

様式第7号

財務局特殊物品の処理状況報告書  
(令和 年度分)

細分類 \_\_\_\_\_

種類 \_\_\_\_\_

区分 \_\_\_\_\_

〇〇財務局

品目	単位 呼称	売払			廃棄			摘要
		数量	価格	方法	数量	理由	方法	

(備考)

- 1 この調書は、財務局全管分について作成し、財務局（統括）、財務事務所及び出張所の分（該当のない局所の分は不要）を各別に内訳として添付すること。
- 2 この調書は、物品分類表に基づく細分類及び種類ごと並びに様式第6号備考2の区分ごとに別葉とすること。
- 3 売払いにおける方法の欄には、一般競争、指名競争若しくは、随意契約の別及び根拠法令の条項を記入すること。